



貞治四年秋合

伊地知文庫
文庫20
270



題

一 四方拜

供屠獲白敷

二 水

販赤白敷

三 吃時看

告朔

四 女鈕位

除目

五 賭弓

肉宴

六 旬

平野祭

七 大神祭

灌佛

八 五日名云

騎射

九 體酒

施米

十 小解拜

解裝

十一 白馬

若水

十二 善白祭

踏言

十三 大原野祭

祈年祭

十四 松尾祭

梅文祭

十五 美茂祭

三枝祭

十六 寂曠論

張給

十七 末

貞

巧真

孟蘭盆

秋

小野祭

尺貫

秋

定考

式花引

放生會

信濃初引

上野引

季以讀經

御燈

不堪田養

重陽宴

例幣

撰出

十月更衣

射場始

維平會

吉田祭

五節

新壽會

豐明會

契友臨時祭 月次祭

薄今食

肉待不出神樂

佛名

荷前

節抄

追儺

寄重敷橋

寄重敷橋

寄以海水

寄竹臺

寄東殿

寄胡引

寄秋戸

寄相堂

寄梨堂

寄藤堂

寄梅堂

寄雷鳴堂

寄藤前我堂 寄向籍

寄沢堂

寄宣命

詔書

抄書

元帳

御契

天文養

祈雨

止反

封事

恩赦

牛車

庚津

養芝

琴車

大唐高客

五十番奇合 関白家

九十九後光教院仁日百代

貞治四年



判者新中納言為秀卿

判詞 女之房

良基公之三条関白トクニテ不極

一番

右 三方孫

女房

皇乃星上之御女也此乃小ひり也案之書いさふり

右 佐展藤白散 新中納言

妻とては小あそむる事ありしは凡ん悉くたあとう

判者新中納言友原朝臣ヤ云左の字目事せとあふ

とてひり也案きとては詞のほこし優美なる人

たのめ合例よあせて右様さうきさうしや
とも右交と葉ふよわくつとんとゆふと右さたる
教とあこしあやうとあうとあうりておまき
りてい

杯詠歌の道い園楚のたしくゆらあさもきく
涇渭れきもいりきと山さま久ゆりはては保
のしに流さひておまき浦の人あまにうら
海さゆらいらさ安に花さるあよせ月高き詠
はあひい常の事よてゆふさむ月立日らとを
教あまてのおほやあ事さ何れとて菊敷の表

乃花よせて人さあひ酒海の秋乃葉さうらあ
思いせのあうたうひさかおあはそめ教まはうら
に題さうてせのくよみゆらんあつうらあ
屋さうし新中納公さくあにほさてゆらうら
うあうらんたうあうゆら事さありれまきいつ
あゆらへし君はれた父子乃後も礼よあされ
あういとゆあや今うと志けさけはうらとあ
礼儀乃れとあてゆ建反判の詞れさうらと
の題さあうて云勢のたさあはあう童
あはれ水さもひうらんだあはあうあうぬさのさう

き一紙いづらう尸傳らんりへた宮万孫と云幸い
天子を地宮まをまると云幸と傳りや元正の
宣の時白皇此屠生をされわめつち宮の山陵を
孫のわいて年災をもくひ宮祚をもけり
さうりあそ傳りやけ幸いはらんかんととんこと
二年此宮多の山門の記をきられも監錫
をみく傳りしと皇孫天皇をせいのりましくて宮
七孫一孫うー日本花うーあまは是れ或はけり
とも尸へん大本昔いよ志振の人教と乃傳りあり
と宮万孫といさうりや今の内裏仙洞橋園大屋

一屠孫小見ヨリ吞ト云又、前卷書云何故礼者以老者為先何故以小者吞之曰老者失田年小者得年故

あそ此外いさうり幸とあさうり額文をかほけり
もそれまていさうりいをよるん今皇を喝り
あうい高年皇也今皇成七及つて此宮幸
まよそかほけり右い又屠孫白教と云某二人是
とれいぬは一歳に病あり一歳のまゆい二里に病
ちうと云あそく此功徳傳りていさうりあは清涼庵
あてていさうりあそあり一葉子といさうりい童女を傳
尸屠孫小見ヨリ好むと云やうそ河邊いさうり
此葉成乞よあそせられていさうりあそや
とそくーこれいさうりいさうりい傳りて

二番

左

小綱孫

内大臣

天皇いわさくし御とさしとせ侍おととに又をささふ

右

朝賀

新大納言

言はれまことあけよとあらわし年たけのあま代のか
新中納言に左の言定て申候侍り事や此
處とせして之中こそ大の言物賀よまふ歳を唱
婦の事を侍へ水さ左右い侍事とさけりいさ
侍進い様持もて侍りさよーやさけ左言れんい
くん家られぬやう侍進と侍りく推考をせく

はよ天子のまかりとふみふ家麻社禮のため又あま
福く群臣せめんさあ氏を懐く知友をよけ小
納言といふさういたく臣下とて元日はあられい
ま子と孫一まうとさうー中ひてをこふいふ事
まて侍進い所て朝庭のためあせあふ侍り私
事おせあふとされい是我の礼あり君さよわ
くーあーと云ふまうーさう事に侍りとて
此書のあしとこれ門勅あて此書あまうりとしさ
せ給あり起し又臣下とえ正の目君を侍り
あふ事を頼りしとていひ元日又女のさうにせこ

あつれゆりて、今い年この事に成ゆり、**臣**未だはきつて
しるしをゆりいりし事あり、**古**今今の席ありをとり
て、くろくありやとそおほくゆり、大いし**山**朝拜と云
事、**白**大位以下のまじりき、紙おろき、**後**儀をゆ
敷あり、**清**涼殿の庭に、**宮**位五位六位まで、**神**祇の
祈りて、**舞**踏をゆり、外にふの事あり、ゆり、**是**は
とよりおほせらる事あり、とそおほくゆり、**今**
ゆりしと養へし、**後**出法事、**一**ゆりあり、
朝拜といおほき、**是**は略して、**お**朝拜とい
や、**朝**儀をゆり、**是**は、**右**の朝儀

此ふまじゆりや、**今**い年この事に成ゆり、**臣**未だはきつて
しるしをゆりいりし事あり、**古**今今の席ありをとり
て、くろくありやとそおほくゆり、大いし**山**朝拜と云
事、**白**大位以下のまじりき、紙おろき、**後**儀をゆ
敷あり、**清**涼殿の庭に、**宮**位五位六位まで、**神**祇の
祈りて、**舞**踏をゆり、外にふの事あり、ゆり、**是**は
とよりおほせらる事あり、とそおほくゆり、**今**
ゆりしと養へし、**後**出法事、**一**ゆりあり、
朝拜といおほき、**是**は略して、**お**朝拜とい
や、**朝**儀をゆり、**是**は、**右**の朝儀

左 抄様

入道大納言

りつそり年いきれふらうとせれ抄地の收り記めを

右 版赤抄執事 二位中将

初表れ代のためこれ後おはまう版赤も我老れあ
判者下云たうとそれ類あくゆきをたの代
のためこれ後法もあうたりもて優ゆゆき
なれとゆと下(き)にわくとそい右や晴へん
定りし抄様と下(き)の抄をおさめゆき
の極とらうそは金れ下(き)すありわきとら

さう福の守法はゆりなるといゆふ養してそため
しそらう法い右を城あうや氷法といありせ
ゆらうす法あり止法式なるとい抄地の取らと
のきてゆり抄のおゆくわりの聖代の志をうり
抄ののぬい元年までゆきい抄りゆいりとい大
法をそこれゆきわもよくわて目もあはし
のたりしそあありたゆしとす法をいゆいゆ際
そゆり仁徳天皇は法皇額田大中皇皇子ん
しそ抄をまうそゆきゆきゆきゆきゆきゆき
て國を抄をまうそゆきゆきゆきゆきゆきゆき

腹赤の鼻とくまある也。青い鼻は云々不供一
くや。腹赤のくまあるとくまのきとくまのき
て食ありとありあり。き屋とくまのき屋
天皇の代。筑後國宇土郡也。廣くはあを釣て
あうけり。とくまのき屋。不供一。定されたりあり。

四番

左 臨時客

忠摺朝臣

初赤の宿のあそひのありえてそ梅くさうふりや中

石 若水

大花に長徳

去せえてふふえまつりわあにあらせれけやえうらん

右初赤のやれあそひ梅くさうふりや中
羨ふ中くゆり小石又若水あそひけり
ゆりし。新中納言。し。ゆりし。ゆりし。ゆりし。
時の客と云い。梅政園白家あそひ。初赤の宿の上達
部を招くあそひゆり事。れ。定。ま。り。云。替。あ。そ。ひ
ら。初。赤。の。宿。の。あ。そ。ひ。ゆ。り。事。大。花。に。長。徳。に。心
を。絶。く。ゆ。り。し。し。ゆ。り。し。ゆ。り。し。ゆ。り。し。
あそひゆり。是。は。藤。氏。の。若。者。朱。忌。の。現。在。を。設。也。
大臣の宿。ゆり。揚。窓。の。現。在。を。備。事。ゆり。事。は。此。ゆり。事。
て。ゆり。し。を。互。に。念。り。ゆり。事。は。臨時の。客。れ。を。以。て。

所わそいふく 權馬系の方休方へ 右者ありと申す
年の子ま乳れおの井を懸て 蓋せし人
くませしとして 書立日ら水司内裏より書立
飼て是せきこし せし也 年中此物乳せのそくと云
中又作りによ 是い比もつり作りぬ事へ
おぬ

右 白馬長倉

右 右

松の葉乃ちこよりぬわをるをひきいれとや 中月おん

右 告朝

右 右

そはうあを幼しき記けりともいひつゝの記せ給や尋ん

新中納言云く云た松の葉乃ちこに子日と思つる也作り
こまたより作り 右又告朝の羊論終り作りとすや
中又はの記よりして 作り作りへきう 更りき
正月七日白馬長倉と云ふい 誰も身に書立作り
りりあれいと云ふうー 及んといふ陽の歎へ 書い
去の色こ 是よりして 正月七日の書立をんまの年中
れ物氣せりり 年実をたそくと云 中又作りと云
されいぬるい云七木へせあるへー 是い云あことり
よー 寛年の水記あるくより 長倉の義式いはい
この事あれいこぬり小志るまに 右告朝のそりり 此

の心と我國の儀といさう若別を丁や海濱まつて
祭月とての朝を廟と告ぐといさう我朝の儀は首座
の終事止日と考へて月とて天子乃以跪すあり
されは昔朝の文とんそふいばとすんありたふ
これ又ちりせふ事とてを之へ事と引却
ころもたふらう事いゆじし事此事い昔朝の祭
ころ海りこれい事とてふふ事とて子貞
ゆい事此朝の儀の終りてわたり孔
よされゆい事とて是といさう志とてこれ事
の此のそよゆりてとて視告朝とてた
不亮

昔朝と二字のよい口傳りしゆり定言此に存るは
六事

左 春日祭

信宗公

春日の儀の神わざりふとてははあはれと人

右 法華會

敏中将

初春日の法の世とてを考へては代を移りりれ
右春日乃事とてゆきい負ふにわは初
考へいひれり考へてはへりてのり判者
き春日祭れ事いふよりふりてのり春日の祭
ん神座のり三笠山後とてゆい初瀬慶

雲年中^もや^も後官幣にあり^く女^は使^まよ^二
おの系^ゆり^之右^は祿^祿會^と尸^大極^殿まで八日
より^ちあ^りま^て七日^夜勝^鐘と^海せ^れて^朝賀^家
とい^のり^尸ゆ^るり^之鐘^を分^國家^と護^持せ^らる
功^能を^取り^ある^玉の^年は^らし^める^海せ^らる
あ^らし^き昔^のい^新華^をと^れゆ^りゆ^ると^をい^はれ^る
官^の庭^をと^りて^をい^はれ^ゆる^也

七未^也

右 女^御位

為^邦御^位

若^ふあ^らわ^れま^らし^いれ^んま^て若^うあ^らま^せし^とい^はれ^らる

右 除^目

新^申御^位

や^らし^き若^うあ^らま^せし^いれ^んま^て若^うあ^らま^せし^とい^はれ^らる
新^申御^位云^は右^女御^位の^いは^れゆ^る也^とい^はれ^らる
危^くい^言あ^わら^しめ^らる^右女^御位^とい^はれ^らる
ゆ^りゆ^ると^和言^ふれ^まら^し優^しく^勝の^字に
ゆ^りゆ^るり^尸ゆ^りし^いと^いは^れる^右女^御位
ら^正月^の日^女の^位階^と御^位と^いは^れる^事と^いは^れる
う^らに^内御^司祿^官も^あつ^りま^らし^とい^はれ^らる
幸^れ時^いち^松と^した^しま^らし^とい^はれ^らる
れ^るり^之是^い三^子と^りら^いら^ると^いは^れる^也
九年

天子乃此まのりて申徳と仰りまらば
又とて女弼位といふすむ位のくわむ也
是は若かりたかおのり名宗とお傳して名宗とい
ふべき事也右縣石除目といふ官をむ
神と信するゆかりの官といふ國の法を以て
仰りの中とあること申す國の人とありて但官
とありまらるれいふに若付仰りや宗官除目
といふ宗を法司と信する事あり是は白令の
官をむ神と仰りまらる

八書

右 御新

家平朝臣

白雲の雨は夜乃のゆぎに民のくまりとに記をいかり
右 瑞言書云 貞世 今川侍守

二乃殿の御所へはとあり書けりまらるる白雲月夜
新中納言と云右の御新は民のくまりをよそ
て優まらしゆきを右男瑞言のいふは友の
さしれわさるる心とありて知らるる
ゆきといふ右の勝ん右の御新と申す首官といふ
御新をいふたといふ是民府をいふなり
内省はたさるるれり也を教へて此の官内式をい

尺と作り右端交い正月十日の男端交い事
作り一は比をこれこれ作り廿六日也
お作りするれい題のんもさしくな
光原氏物渡おと男端交い事おほくい作り大
才東洛の抱七乃お作り物うふとあり年始の
祝詞を造りてまひをぬりて進んたされい
十六日日月の比あまの月端交い曲を讀
あま一は殿と云い端交いうふ言れ曲を
いふ冠お錦をま記てお作りいふ
と原氏お作りとけ事也

九毒

友

賭う

温賢

お藤掃部入

あ津さう村子つとまを引津進てゆあうと常とことあ

右

内宴

宗特胡臣

よお方神の自泉たのこや花紙取幸れ
判者尸云右内宴と神泉苑と
るいさこそ作りああれもむとん月ととてあ
常と神泉と宛とての作りあまら内宴の心に
うあぬやうに作り右村と引司引つ建て
あうすと云い詞つとま原子にうと題のん

あつに流るるて膳へきや左膳うとすいさう場敷
れをきて弓を以て流るるの仲表ふらとさう事い礼記
もゆりや是は左近衛右近衛の合令も此
村ゆり左右の大將村ゆり養せう大内近衛の
領をわきいとして此ら村ゆり養せうたは是をかり
あるとすも也御食とい原氏ににわらうとす也
をこかり大將い左右あくい事うわらうあうい
乃り一もははさしてまゆらりや右内宮あうい内
養云あり仁孝殿とせこあうの判者りこく
ま秋は花月とあう事あくい神泉の好ま幸
の記

て流るるいさへきう一宮女御門乃法い
のまれゆきい内宮あうきうへん神泉の
題のふまきやい事保元は信西をこあひ
及いたしてゆりこを文たれあも念あくゆき

十番

左 大原野祭 神皇信神

二月やま神まつち月山やけさよ花はさゆふ

右 祈年祭 秀長御后

いのつてふ年此とあうさく代をこああまの神やうん
新中納言り云左右ともは神妙題のふあひて御

あく約道も程有てお膳んたいた原程此祭は二月十日
月毎分別のあゆまく約り此社白三の祭文はあゆま
りんため吉日は社をささぬまうは——まうはあり
大の神事、大祀中祀小祀と云る也一月の神事せ
大祀と云る也三日とい中祀一日とい小祀といやば祭りとい
小祀とい約り之右行年祭は大神文以下三千百世屋の
神と祭りて年実せいりりさあをまう——この祭と中
約り初年の祭月以毎夏新嘗と云々の祭とい國の大事とい約り

十一巻

右 旬

殿中御言 物言

とらん人へはあ神をかま也たまふ存の風とのとけく

右 平野祭

二位中将

林とら卯月きぬし山人の手形は森よゆらげしり
た言たまふ解の風とも案くと約り凡情めつ——
いひ公の心えんそい約り右をさげさくこえんいひ志
りてさうく約りて右程様へきう——判志度下
きたる崩せ居下に給ふまて題の心い約りきまや旬
中いさうき此政まはそみ始也是い四月一日此旬の
事あて約り夏冬は季のあうたまうはあま下
小出酒とさしん政中——あすあり旬といはあへの

此は内裏あらししく津々巻てうーぬにも
おさせ給ふとい新所向と一係法也給ひて
うしぬ工のそと給とい方棧の向と一まげ三月の向
み内約解きとて上進部もなきいむまうまて
うけとる地法をともふや右平野の祭にあり
卯卯一山人とい祭もそふ神人かかぬまをま

十二

瓦 松尾祭

貞世

二系山と松のおこのあらし草祭代りてりふあらん
右 梅文祭 秀長郎信

神まつり卯月の柳折るて梅乃文おまたうり津幣
右の松尾右の梅文藝をうけ柳をぬくとい
おしり梅うりて定中とい一判者りき右松尾
祭所より女学といゆると右梅文い定中とい
ひて大匠の言れり社をゆりて是は橋氏の人の
氏の神まつり梅とて給ふといけ給

十三

右 大神祭 肩上月日也 宗信法眼

我君の法代やゆへむ新まつおほはれ神の祭ありせん
右 灌佛 新中御言

嘆とあり卯月の夕ふたかきまは盛いさきほのむらさ
新中納言申云右方権佐の心まうお母川うふさ
さういゆまは右掛へさうしゆとたとお母をれん
詞とてうとくしゆまは右方権佐生會権佐とおふ
し事とやとて勝ゆりき右大神の神まうし列
の事とてあくゆり権佛い仏の生路時天影とて
さうて水とてさきゆりともさうて百果あといふ
部よりさうめて仏と水とわふさあうい仏生の事ふ
まは権佐といふ事とてさうとてさうゆり

十四中書

右 咲菖祭 鴨河

神宮葵さきとてたふせうゆら橋のわさうありけん
右 三枝祭 入道大納言

あふため三枝の花紙とてや神代まふり酒樽あん
右ゆら橋のさうとてさうとてゆりゆら新中納
言ゆりしはさうとてさうとてさうとて
ゆらさうとてさうとて日代まふり酒樽あん
橋さうとてさうとてさうとて二位の中お
まふれさうとてさうとて判者もさうとて
とて三枝の花とて酒樽をさうとて合はあゆらん

とたしうなれい真(き)にわらへん持(ま)定(ぢや)れき
系(けい)の幸(ゆき)欽(きん)明(めい)天(てん)主(しゆ)の討(う)ちあはれことあり幸(ゆき)ゆ
福(ふく)い志(し)りらふ及(およ)右(みぎ)の率(すゑ)河(か)の社(やしろ)とて三(さん)校(がう)の系(けい)ゆ
り一(ひと)祓(はら)祇(ぎ)念(ねん)の持(ま)りし今(いま)又(また)あつしりふ
及(およ)三(さん)校(がう)の古(こ)今(いま)の秘(ひ)流(りゅう)はゆきま今(いま)のいし
三(さん)校(がう)の花(はな)とんこれい三(さん)系(けい)の系(けい)のいしゆいゆ
しむりふ回(わい)事(じ)といしあつしりふ

十五

右 ぬ日(に)の會(かい)

信賢(のぶけん)信都(のぶと)

と記(し)なすふりふりためとやわめ草(くさ)じゆの記(し)ことし
六本前

右 騎射(きしや)

女(め)房(ぼう)

射(や)と人(ひと)あやれらうなす記(し)福(ふく)よりあはれまし
たす六(む)本(ほん)前(ぜん)あやめをさうんや右(みぎ)のあやれらう
きぬまへあまもまうをりやまといふいしゆいしゆ
あつしりゆきい持(ま)りきり一(ひと)判(はん)志(し)ゆりまはれ
部(ぶ)のゆりゆて持(ま)り定(ぢや)れきた五月(ごご)の記(し)は
み日の(ひ)の案(あん)を起(おこ)し今(いま)いたてあつしり右(みぎ)
迎(むか)へた右(みぎ)の左(ひだり)右(みぎ)の左(ひだり)高(たか)浦(うら)
のいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆ
いしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆいしゆ

は六月の日蓮樂院とて昔の海村と云はれり
是と云ふと云天子龍舟のあやめは驚き冠
けてその金の波も一と云ふと云はれり
是と云ふ事にはと云はれり

十六番

右

寂勝海

内大臣

百変やさ月の如きと云くはつるも我君は
右 駟長御臣

時一ある民の若くはのこころと云ふは
右 寂勝海の心はつるも我君は

むききぬあまのたのむるもつるも

う一ある民の若くはのこころと云ふは

むききぬあまのたのむるもつるも

う一ある民の若くはのこころと云ふは

むききぬあまのたのむるもつるも

う一ある民の若くはのこころと云ふは

むききぬあまのたのむるもつるも

う一ある民の若くはのこころと云ふは

むききぬあまのたのむるもつるも

十七番

右 献醴酒

新大納言

美酒世となくとされ六月の暮乃醴酒と云ふ

右 施米

守長 丹後守

六月の夕よりりて志々進ぐり悉く其好の酒に
新中納言云云右の言非是と仰にすは河内
をさぬと申す申す申す申す申す申す申す申す
く仰進たれ者乃醴酒味を云々と云定り
右いさげと云又よ仰やはい又仰と云酒
右 昔口中に米をうとて若く酒作り
ちんとうや施米いさぬのたがりあはし

小米と施ちりありとなり申あさにや先大
右ありと津あきあて定り奉仰り

十八日

右 大板

大花御

夏引のあきれ大板さとりとて百屋あきとせし

右 廣瀬新田系 宗時朝臣

三月いさばふのそれ神秋又春の二の神は清りあり
右夏引のあきれおほぬと申すいい事申す海あり
よや右きばふのそれ三ヶ月と云ふ二の神ありと
おひひよと仰り真まき海之橋よりきり判る

大ざらへといふ首尾朱萑門ツクモよありて後せー
約り六月晦ツクモ日此事あまは六月後ツクモとかり
約せとも是は群臣一回よありて後せと
觸穢るとも是神りありとせこれいふあり
時もたよは後いふ事六月よりさへ
白目より約りあり
此の節を廣瀬新田系とありありあり
くさ約りいふくしけれいといふく約りあり

十九日

右

乞巧奠

為邦勅后

七夕もあはま向う冬のをれたくや秋ちりあり

右

盃蘭盆

前大御言

よとそや内苑のほろとそ水らんむらうてふ七月もあ
右の方七夕もあ向う琴のをゆとあつとそと
約り神もあなり難い記もや右内苑の目れとあ
らんといふとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
約りともや乞巧奠のいふたの事とそとそとそとそと
いふ及盃蘭盆事はいふ才子目蓮舟の在るを
て約りともや神又あ約りともやむまつと約りとも
そ記人もあ向うともや玉のありうたとも又原
氏地録も玉殿ありともとそとそとそとそとそとそと

まや鎮魂祭と申事れゆかあゝぬるりて馬あり
それいん魂と志つじや儀とてゆかあゝにやう
サヌ

右

相撲

女房

馬をまけてこりつゝいそ路とてあれぬきとたなとてり

右

祈年穀奉幣

大元卿

祈年穀奉幣と申事れ初福や社女との秋とあせらん
たこりけいあつゝとてゆかあゝの事あゝゆ
りんかゝ海あゝ分のとてきけりさくゆり右たの
りて申あゝいはるゝか海らきり一回も定まら

お撲と申事ハ法圓の信託人せりあつめて七
月お撲の名と云事お初て天子の御詔んよ
ありらゝめとあゝあゝと申後とてりては
すれとて扱出と申事こりけいといふ事いふお
きりあゝとてゆかやらん美系は相撲儀とてりてこり
つゝいともいととてゆかゆりせよいゆき是は法圓
のお撲せよとてはひのりふこそ左名を御の
儀とてゆきいふ儀あて圓へ使とてりゆか
そそんしゆり右いふ事社に幣とて申年穀の
ゆさうあゝんるを祈りさるゝとてかゝるあゝるは

カ一書

友 水野系

温堂

新うれ著にありては孝すの如くは後のかつてあるを

右

人貴

叔菜 臣云 因 卷八 日六

二位中将

人乃かゝるにけむけしとて百代に伝ふる事

友と少時との祭のいふゆゑに傳ふる右の人の

これ新大子寮の如くは人と具をてよく傳ふる

新へきう一判者定りき友と少時と神に幸いん人

志まらる事として傳ふるといふ文やあんといふこと志けりて

とてめゆりぬ右尺貫といふ先聖孔子先師

新回まらうりゆかへ大学寮より新なりとて借具

を備へたは法はうりて友の礼貫をせむるに

の時といつた事やせん白夷を和之法之柳下惠

いをて和也傳事い和して任あり孔あり和して時を

新物とゆふまや法一を法えうり聖人をしてわれ

孔子のやうに時を志ういあつて大女にういあ

と心んといふは此時を訓といふを具をてあはれ

カ二書

友

秋鮪

家尹新法

まらうりい月のいひよえりて考ふるゆゑあはれ

右

甲斐約引

入江大納言

町さぬと氏とよ記し秋の田乃をさう此約を引たり
 右此の介乃部起して作りや右いさうも晴り
 てしとんめたよりあまとも右い部起し優して持
 たうへきりーとく定りき部せりうと立事い部が
 乃又費の借具せが察より内裏よりさう
 とい部合とらけりやたとくい部借具とせり也甲斐
 國徳坂の沙牧の約を八月十七日にあつた甲斐約引
 と二年に救百之國よりあつたや不さう此約二十
 之いさうも建い南飯の出はきて出流りしりん

とい望月乃約れ而叙りかい^し作れ^しといと合
 あき事お作れ

サ三才

右

定考^{チイ}

嗣長物后

あしこれぐよきをえりして位おさうゆたを君を定る
 右 武虎約引

長河

しきし部氏かう約のつくてりふは意の座す部
 右是と又このか此部起して作りやこれれさう
 右い武虎野おは意の座をよせ約り
 右い部起して作りやこれれさう

曰く定よき定考と云ふ事い昔六位以上の階
を以て人い其能行治せよと云ひて其定考を
始り遷弼令をふこ海ふと云ひて其定考を
格勤をふりて其定考を始り之は人てと
云ふ出して定考と云ふ也又定考の
定考と云ひて其定考と云ふ事い昔六位以上の階
を以て人い其能行治せよと云ひて其定考を
始り遷弼令をふこ海ふと云ひて其定考を
格勤をふりて其定考を始り之は人てと
云ふ出して定考と云ふ也又定考の

北田書

右 放生會 新申納云

世ふくればふりて力とすこみんいりてこれ

右 信濃勅令約引 宗久 福信

引ひてきやたらしあつ約のこれまぬ袖にあらん

たふはあつ力とさくいんいんあつこれつこま真

ろく約うし一回ふ是とす。他右の分とやまた

ちしあつ約と云ひ優約ありし判者よりり

ありておよ定よ其方い月又日八悔の罪神也

生舎事極くの因縁約事とも事ありりて

海一戸たといひ分派をれ川出りい救生れい
 うき事寂勝王経長志流水の世業のす
 うりをとれり也神功皇太后新羅をせりい
 時の所りいひめくき毎く尸竹方事しよふや右い
 八月丁日信濃勅方牧のるをよりせり北出牧に
 は肉をす竹もやさ中其のうーみし竹り大の昔い
 て月口をいひさういなるて圓い或は救て百七
 系事にて竹連いん中其さういんいさうい
 一

廿五歳

さ

上井約川

宗信信根

こはあや出しととさきまのの教ぬ月れ其れ約川

右 本御渡理 殿中將

あらとともはぬ君さき極出の志うーありし
 右もろ事といふ右き河す竹う新ぬ月
 ありさういさうい少く竹り右君正いんうら
 一竹連しとたい今少いひくさぬあまい勝よ
 一判者尸之右是しと盤北出牧也いん月廿八日
 小引也あ田いあ尸竹り右い本あ出渡理を大牧取
 七喜う秋百あふんは澤をれ竹りや茶い信よ
 茶紙始ふれい茶い昔うりおほやけのめそあり始

物よりまじりて大内少と茶園をとりて竹にや
柵尾の何れ上人と申ん茶の種を人より取すといふ
ことありて竹にこそ

廿七歳

右 法燈

自世

と向より昇れ先小海より取くく新秋のより火

右 石塔田養

右房

は秋いふ所のよりぬ投きひて法に之ぬ坪付しあり

右方きぬ優よりより一同に梅養し竹り右に居

養の心たりと申し有真師ありきより一判り竹り

志れとも竹を携り竹りき此灯と申し天子乃

小斗に灯を奉りて之といふ成給て由乃法後

より竹り小山靈巖寺と云ふよりたうさ山に

火をとりて小辰の供をこれより右に石塔田養

といふ法圓の由れ損しつて法に之ぬ水との目六

きりてありこれいふれに付て祖統と云ふなりと

りし事これより一ぬふ法圓より坪付を奉り

大内陣小あて定りて法圓より竹り

廿七歳

右 重陽宴

内大臣

事に承りしく水災成りては多病人の此の直

右 例幣

守長

七月やとふまきといせれぬの故の志のゆふやとふん
右 事陽の水災を招き事^きにゆふ事^きにゆふん右
とをらふまきとて^きの志のゆふけとてとつなり
まてゆふくゆふに橋負ありとてこの持た九月
九日その日すて^きゆふの菊の花の事とれこありてあり
是せす陽^き事とす^き九日^きの陽の救ありて^き易^き
ありて^き海とて^きとありて^き事^き今日
解^きに水災を招き事^きに例^きにありて^き十月の

旬に水災を招き事^きに例^きにありて^き右九
月十日例幣として^きゆふの志のゆふ事^きとて
世にゆふ事^きに毎年ゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^き
ゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^き

右八事

右 撰虫

忠恕新伝

色くゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^き

右 十月更衣

さうゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^き
右色くゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^きにゆふ事^き

遠邊の心と都りなく作り古冬のの衣衣いあう
ありきりて作りをせしむとけりてあはれ御座
とんと御と忠玄ありしりて一回よりあまき
撰りてし事いああら式事いあはれ無敵と
の遠邊と人あそわをひて御座新をく向
てををよひてさるるい事してあはれ都りて
しりて作りての心乃中にあはれ作りて衣十月の文
衣のゆふのやまをよひ作りて

廿九日

右 射場始

二位中将

名はゆふの海とひの射席も今い昔にきりあは

右 維广舎

新中納言

くく作り作りまは法の新御まはりて中納言
右射席あはしく作りてあはれあはれ作りて
のあはれりてあはれりてあはれりてあはれりて
の維广舎い真と定られき右射場始い天白は
弓場殿あはれあはれりてあはれりてあはれりて
束帯あはれ是あはれりてあはれりてあはれりて
作りてあはれりてあはれりてあはれりてあはれりて
あはれりてあはれりてあはれりてあはれりてあはれりて
あはれりてあはれりてあはれりてあはれりてあはれりて

三十字の歌

お 佛衣

巾着

ほろあーりるまのりれくあーとまろつあーくあをさるーと

石 荷衣

宗信法眼

しりーれあおの糸とあひりて年はくまをさる役え
たりにまのりれ柏梨方のいりくあつとゆりこよ
妖艶あゆりりー判者さき石あおの糸と下
葉の石説たりりて真(き)あはさるりりー志
きりありゆり志れも杉たま膳のまをせけれゆ
りきうくとそえんゆり仏名い三世の法仏の由名を

喝へて一連の晁と懺悔ーゆんく自観の法とまー

万々の仏と晁とあつりて法園へくまをせゆりー

因史あんおのひゆりゆまてうさ幸く柏梨とひを

壽の柏梨乃庄と云あつり法酒をまうて教らぬ

て勤皇のまを柏梨と云ふ仏の名をゆりまをたあ

かいえり皇法陵へ年れかりに幣帛をまをせ給

て役むしふとあつりあー

三十字の歌

お 長衣

秀長御衣

おねゆやく所の風あわぬのまの杉の神和をまをせ

石 遊 離

内 七 后

今いたる一巻よりなりてあはれ笑のつらさうしく以年を言ふゆ
 友竹のそ風とわらぬのあこしほ優きあこゆりて石
 又いつうしくいとさう古今のあはれつとらりてあまりて
 負ゆりまきさう一判志定りきたる言折とすい
 神祇宿十二月晦日懸掛（念）とす申折の令婦
 とらゆりあま妙とこえとて二とあまやとい神
 代らりうりゆりさう神眼のあまてゆりて遊離とい
 年中の役事紙遊とていゆりまや光原氏一
 あやらふ言とすゆりて遊とてゆりてあまとい

追と云河也殿とのゆり桃のう葦れ矢とらりて鬼
 せいつありばんまてゆりていとい

三十七巻

友 寄 南 殿 橋 意

内 七 后

友ゆりれうそにみりて橋花わらぬ歎きれまうとい
 友 寄 南 殿 橋 意

新 申 納 云

ようねうみ階のりてれ西靴と衣橋のあまなう
 友あうぬあけきれとほさうとら靴履氏物説のあ
 ともいふ優とゆりて猪へさう一判志とてい
 友と遊そのあうとらとておとさうれき南

「これ」の判書も同心も「やん」左衛門尉載相
兼法門文衣の事とまけきありあつて此れ兼
あ我と源女孫「ん」や「大」及「物」の「の」を「れ」
の名を「て」ゆ「ん」と「そ」うけ「ぬ」右同籍「り」右湯の
「り」今も「勝」口の官籍として殿との「り」を「そ」うく「る」
ゆ「ん」云「端」を「の」名「湯」を「は」み「そ」る「名」業「は」
甲「二」書

右 寄 奉 給 状 為 期 朝 臣

文 れ ん と ち 小 聚 り け ん の 意 ち 記 事 あり け ん せ

右 宣 命 煥 宗

「と」む「あ」る「人」の「位」を「出」す「の」は「て」さ「ら」し「事」を「か」
右「の」身「右」進「の」氏「を」れ「よ」の「わ」り「あ」つ「て」さ「ら」し「ゆ」
ん「を」さ「ら」す「ゆ」ん「と」右「と」又「珍」難「る」記「し」し「人」を「て」
お「も」あ「り」ゆ「ん」や「ん」禁「中」奉「給」す「る」右「右」を「奉」
給「す」る「り」ち「ゆ」ん「と」右「進」子「右」を「い」み「ん」く「に」ま「り」ゆ「ん」
右「宣」命「と」し「天子」の「出」し「あり」を「百」れ「位」に「あ」れ「ま」
し「小」供「人」き「さ」ら「し」は「言」庭「爵」を「さ」ら「し」宣「命」は「る」ゆ「ん」
甲「二」書

右 詔 書 大 藏 卿

勅「二」度「を」け「て」は「若」乃「因」白「と」因「と」う「て」ま

右 御事

万民てそのぬきありたり日乃や若れ出かゆ行よ
右開白の詔本右取あわさすとして右告あきり
うん様字をほりてれき詔書といふ事いそ
も勅をさきわたりて施行さる事として行り
宣命いゆきくおほやあれ勅を何くいれり
詔と回事としてゆきと法にあらはて慶養と
て二夜養河して下の子をわたり給ふ事れあゆ
七尋ゆりあり右御事とすい天子のゆきうよ万民
於親を拜して温澤をくありゆふさいい

甲の事

さいありされい給て幸よとすいん

右 沙元眼

新大御言

若代の貴あをせきうのい人初とゆいも徳いひし

右 沙賀

新中御言

ほりけり若れ給のさき後より一月ゆん給杖あり

右初とゆいといひ志まらさ後なれき年月ゆん

きんやま真まさ後ありいん定めりゆいれ給

人といひ天子ゆえ眼の時と号といひ現任の云に

の中に若れき年此人を撰ては酒をさるまめ祝

河上秋高事此有之右の所實れん此の校撰集
の中におほくおほくわつてゆかすあまのりく
あつといふ及

甲六番

右 天文養

宗時朝臣

かきりあく久く久き年此星忘たあそそあつり

右 祈

宗久

あまのりくわなひく水ゆれ神も向を柱くまゆん
右年此星乃光と神にわつられゆかあまのり
く小ゆか石あまのり水神に水神の神たがりま

うたあひいよせゆまいあすうておまゆか
判志是さき 右天文養とす日天の人養養
の直方せあがりて慶雲寿星たたく公武所小
たふ風雲のたすまひせうくひて養かゆか
はくして養養といわ同なき事まそゆまいこく
封して批柄のく肉流んあそまがりわいゆあく
披流るゆまい養養といわゆか右新あとい
あまのりゆり大もあえそすり社あゆく
小んゆかから水これ神くもまゆかそあゆか
甲七番

右 止西

惣河

西もれん河も鷹形の故めて晴くを津よりありつる成

右 封事

女房

おふ志す一法んをなるとはくも程あまりやも母あは
右河もひらきとそくゆたたりまてかてゆりた程
あやまりやも世ぬらんと若紙にけり言言といと
しつ流ありそおさうきさう一判志是を定よ左
止ぬといつりい特紙のあらん之屋敷法田とて感止
ぬ乃社も入給つるや右いせりるもな紙りるしれ
るりせりあしつりといとまんなくゆり責い紙

あやまりあまいあら川の相あま事付けんそ

しつ政をな紙されたりとや又諫の教ききそあ
き改あまい是をうらていさあ事とゆりけりや
封事とすり天子れ改のたうに諫てきありよ
てあまい紙きよ紙きそとあまいそりそ
いそくそゆき

早い書

右 恩赦

二位中納

勅さう一をあまゆりあり飛馬紙うふ捨ぬあしよ

右 牛車

忠頼朝臣

以て准許するに命ぜられたる半れ事せうけて入りん
たさうとあつとゆゑに世の教の儀よりあひてとら
ぬまのりくべき右も許さる人の半れ事とゆゑ
河うりまき海をゆきいおさる人さう一節中御
是せべき 恩赦と云い囚人の獄令に成然り
却て免せらるる人ゆゑと是せべきや志うる人
西行又法仙事とあつとをこゝろ事考のり
大赦と云い天卜れ事なるといつきて候
おられりされい詔書の執行を約とせうく
免せらるる人せうふしと執り右半
乃右居を陣の中へ奉に半せうけては
お入らる事

軍の事

右 度申

為邦御后

お届して様をせうぬれり苦む事擬やらん
右 養慶 入るち御云

右 三代御 位山君の御事ならまのり
右のくさう古され河をゆきし右三代御
位山君の御事判りて候と定まら度申
右の三代御事判りて候と定まら度申
右の三代御事判りて候と定まら度申

出ノ名

和をまかりて祓飾しぬ事ふれもさしつかへりなれん
と文やふあ及右の昇進をもの後評哲のころ
とてわまは及別のやうなり

五十一番

右 鞆車

右 郡船

さうのあしきつてかろふてうらやまをいふくまうあふん

右 大唐高客

右 女房

わづ國の西洞へて年とん今とさうれあそこせぬ
右 鞆車に君よひふく詞のたりあそ優り
ゆきと右と年とんさうとさう

ふあうととて膳(きう)判表(きう)

とほりゆり鞆車とりの輪きけて興乃や

くりく車之是とゆりさ宿をの大唐又女房文を

すのゆりされて大内のからせうのい物物入相懸の

文志とて車をゆりされてうりーほ出物終もとつ

と右大唐の高客とりのりーれ舟我國

よきとゆりてさうとさうとさう大唐のゆりたるひ

てゆりてさうとさうとさうの唐船と百箇國あり

こりりて後おい志けり也神功皇后の御座

あめひーり年とんさうとさうとさう

可統文武乃此まていたしとそゆーあり
之いあていさく祝詞をわろくはりあり

作者

女房 十首
内大臣 六首
入道古御言 六首
忠札御后 三首
嬪河 六首
殿侍将 三首
家子御后 三首
皇 皇中御后 四首
傍如 三首

新中御言 七首
前中御言 六首
二位中御言 六首
大亮御后 三首
傍如久 四首
為那御后 六首
身世 今は侍者 六首
宗時御后 四首
秀長御后 三首

GANSHODO SHOTEN
KANDA TOKYO
田神堂
店書堂松巖

娘系
長丹
眼

之首
二
三

嗣長
急
書

之首
二

